



2018年漁業センサス結果の概要(北海道・概数値)

本資料は2018年漁業センサスの各種調査のうち、農林水産省北海道農政事務所で行った海面漁業調査(海面漁業地域調査)、内水面漁業調査及び流通加工調査結果を取りまとめたものです。

なお、北海道が実査・取りまとめをした海面漁業調査の漁業経営体調査結果の概要については、北海道発表(令和元年8月28日)を参照願います。

【調査結果の概要】

1 海面漁業地域

漁業地区数は137地区で、資源管理・漁場改善の取組のうち資源管理を行っている漁業地区数は130地区となっている。

表1 資源管理の取組漁業地区数

区 分	計	資源管理を	
		行っ て い る	行っ て い ない
北海道	137	130	7
北海道太平洋北区	74	71	3
北海道日本海北区	63	59	4

2 内水面漁業

湖沼漁業経営体数は131経営体で、5年前に比べ39経営体(22.9%)減少した。

表2 経営組織別湖沼漁業経営体数

区 分	平成25年	30	対前回 増減率 (30/25)
北海道	170	131	△ 22.9
個人経営体	162	126	△ 22.2
団体経営体	8	5	△ 37.5

3 冷凍・冷蔵、水産加工場

冷凍・冷蔵工場数は614工場で、5年前に比べ45工場(7.9%)増加した。

また、水産加工場は869工場で、5年前に比べ125工場(12.6%)減少した。

表3 冷凍・冷蔵工場数及び水産加工場数

区 分	平成25年	30	対前回 増減率 (30/25)
冷凍・冷蔵工場数	569	614	7.9
水産加工場	994	869	△ 12.6

本資料は、北海道農政事務所ホームページ「統計情報」の次のURLから御覧いただけます。

【<http://www.maff.go.jp/hokkaido/toukei/kikaku/sokuho/index.html>】

◎ 漁業センサス調査結果の利活用

- ・ 総務省が行う「地方交付税法」（昭和 25 年法律第 211 号）に基づく普通交付税算定の際に利用
- ・ 「漁業法」（昭和 24 年法律第 267 号）に基づき、漁業調整委員会に関する費用の財源に充てるため、都道府県に対する交付金算出の基礎資料として利用
- ・ 水産基本計画に基づき、沿岸漁業について望ましい生産構造の展望を提示するために、漁業経営体数、漁業就業者数等を利用
- ・ 各種水産統計調査の母集団として利用

【調査結果】

1 海面漁業地域

(1) 資源管理・漁場改善の取組（詳細は、統計表 15～17 ページ参照）

ア 取組数規模別漁業地区数

海面漁業地域調査対象漁業地区とは、全国の 2,182 漁業地区のうち、漁業協同組合の定款に定められた地域範囲にある漁業地区（2,066 地区）をいう。

海面漁業地域調査対象漁業地区（平成 30 年 11 月 1 日現在）は 137 地区で、資源管理や漁場改善を目的とした取組を行っている漁業地区は 130 地区となっている。

表 4 取組数規模別漁業地区数

区 分	計	資源管理を行っている取組数					資源管理 を行って いない
		小計	1	2	3	4 以上	
実数							
北海道	137	130	18	29	18	65	7
北海道太平洋北区	74	71	6	19	9	37	3
北海道日本海北区	63	59	12	10	9	28	4
構成比 (%)							
北海道	100.0	94.9	13.1	21.2	13.1	47.4	5.1
北海道太平洋北区	100.0	95.9	8.1	25.7	12.2	50.0	4.1
北海道日本海北区	100.0	93.7	19.0	15.9	14.3	44.4	6.3

単位：地区

イ 管理内容別取組数

漁業協同組合が行った資源管理や漁場改善の取組数は 593 取組となっており、管理内容別では漁期の規制が最も多く 388 取組 (65.4%)、次いで漁具の規制が 227 取組 (38.3%)、漁獲 (採捕、収獲) サイズの規制が 222 取組 (37.4%) となっている。

表 5 管理内容別取組数 (複数回答)

区 分	取組数	構成比
計 (実数)	593	100.0
漁期の規制	388	65.4
漁具の規制	227	38.3
漁獲 (採捕、収獲) サイズの規制	222	37.4
漁業資源の増殖	201	33.9
出漁日数、作業時間の規制	168	28.3
漁船の使用規制	168	28.3
漁獲 (採捕・収獲) 枠の設定	163	27.5
漁獲量 (採捕量、収獲量) の規制	143	24.1
漁場利用の取決め	141	23.8
漁法 (養殖方法) の規制	88	14.8
漁場の保全	68	11.5
漁場の造成	44	7.4

ウ 主な管理対象魚種別取組数

実施されている漁業管理を主な魚種別にみると、さけ・ます類が 122 取組で最も多く、次いでこんぶ類 94 取組、その他の貝類 82 取組となっている。

表 6 主な管理対象魚種別取組数 (複数回答)

区 分	単位：取組		
	北海道	北海道 太平洋 北区	北海道 日本海 北区
計 (実数)	593	340	253
さけ・ます類	122	70	52
こんぶ類	94	63	31
その他の貝類	82	54	28
なまこ類	70	21	49
かれい類	68	40	28
うに類	60	25	35
たこ類	47	29	18
ひらめ類	43	17	26
いか類	37	27	10
あわび類	30	3	27

注：その他の貝類とは、あわび類、さざえ、あさり類を除く貝類をいう。

(2) 漁業地域活性化の取組（詳細は、統計表 18～19 ページ参照）

ア 漁業地区の会合・集会等の開催状況

漁業協同組合が関係する会合・集会等を開催した漁業地区数は 108 地区となっている。

また、議題別（その他を除く）にみると、特定区画漁業権・共同漁業権の変更が最も多く 67 地区（62.0%）、次いで漁業地区の行事（祭り・イベント等）が 54 地区（50.0%）となっている。

表 7 会合・集会等の議題別漁業地区数

区 分	会合・集会等を開催した漁業地区数 (実数)	会合・集会等の議題（複数回答）						その他
		特定区画漁業権・共同漁業権の変更	漁業権放棄	漁業補償	漁業地区の共有財産・共有施設の管理	自然環境の保全	漁業地区の行事（祭り・イベント等）	
		実数						
北海道	108	67	1	5	7	9	54	56
北海道太平洋北区	63	42	1	2	4	7	31	28
北海道日本海北区	45	25	-	3	3	2	23	28
割合 (%)								
北海道	100.0	62.0	0.9	4.6	6.5	8.3	50.0	51.9
北海道太平洋北区	100.0	66.7	1.6	3.2	6.3	11.1	49.2	44.4
北海道日本海北区	100.0	55.6	-	6.7	6.7	4.4	51.1	62.2

イ 漁業協同組合が関係する活動別漁業地区数

漁業協同組合が関係する活性化の取組を実施した漁業地区数は 84 地区となっている。

また、実施した活動別にみると、ゴミ（海岸・海上・海底）の清掃活動が最も多く 71 地区（84.5%）、次いで各種イベントの開催 52 地区（61.9%）、新規漁業就業者・後継者を確保する取組 24 地区（28.6%）となっている。

表 8 漁業協同組合が関係する活動別漁業地区数

区 分	計 (実数)	関係する活動（複数回答）					各種イベントの開催
		新規漁業就業者・後継者を確保する取組	ゴミ（海岸・海上・海底）の清掃活動	6次産業化への取組	ブルー・ツーリズムの取組	水産に関する伝統的な祭り・文化・芸能の保存	
実数							
北海道	84	24	71	6	5	20	52
北海道太平洋北区	50	10	42	4	2	13	27
北海道日本海北区	34	14	29	2	3	7	25
割合 (%)							
北海道	100.0	28.6	84.5	7.1	6.0	23.8	61.9
北海道太平洋北区	100.0	20.0	84.0	8.0	4.0	26.0	54.0
北海道日本海北区	100.0	41.2	85.3	5.9	8.8	20.6	73.5

ウ 漁業協同組合が関係する都市との交流活動及び運営する水産物直売所

漁業協同組合が関係する都市との交流活動を実施した漁業地区数は、漁業体験を実施した地区が25、魚食普及活動を実施した地区が40となっており、年間延べ参加者数はそれぞれ7,616人、3,550人となっている。

また、漁業協同組合が運営する水産物直売所のある漁業地区数及び施設数は、32地区で33施設となっており、年間延べ利用者数は152万9,000人となっている。

表9 都市との交流活動及び水産物直売所の取組

区 分	都市との交流活動				水産物直売所		
	漁業体験		魚食普及活動		直売所がある漁業地区数	施設数	年間延べ利用者数
	取組を行った漁業地区数	年間延べ参加人数	取組を行った漁業地区数	年間延べ参加人数			
	地区	人	地区	人	地区	施設	人
北 海 道	25	7,616	40	3,550	32	33	1,529,000
北海道太平洋北区	10	2,943	21	1,953	12	12	279,900
北海道日本海北区	15	4,673	19	1,597	20	21	1,249,100

2 内水面漁業

(1) 湖沼漁業経営体（団体経営体及び年間湖上作業従事日数 30 日以上の個人経営体）（詳細は、統計表 20～21 ページ参照）

湖沼漁業経営体とは、過去 1 年間に利潤を得るため、生産物を販売することを目的に、湖沼において水産動植物の採捕又は養殖を行った世帯（個人経営体）または事業所（団体経営体）をいう。
 なお、地域における漁業生産上重要な湖沼を調査の対象としており、北海道においては次の 12 湖沼を対象に調査を行った。
 調査対象湖沼：大沼・小沼・葦菜沼（渡島）、朱鞠内湖（上川）、パンケ沼（留萌）、クッチャロ湖（宗谷）、網走湖、濤沸湖及び藻琴湖（オホーツク）、洞爺湖（胆振）、火散布沼、塘路湖及び阿寒湖（釧路）、トーサムボロ沼（根室）

湖沼漁業経営体数(平成 30 年 11 月 1 日現在)は 131 経営体で、5 年前に比べ 39 経営体(22.9%)減少した。

これを経営組織別にみると、個人経営体は 126 経営体で、5 年前に比べ 36 経営体(22.2%)減少した。また、団体経営体は 5 経営体で、5 年前に比べ 3 経営体(37.5%)減少した。

表 10 経営組織別湖沼漁業経営体数

区 分	平成25年	30	対前回 増減率 (30/25)
	経営体	経営体	%
計	170	131	△ 22.9
個人経営体	162	126	△ 22.2
団体経営体	8	5	△ 37.5

営んだ漁業種類別にみると、採貝・採藻が 96 経営体と最も多く、次いで定置網が 35 経営体、底びき網・船びき網が 32 経営体となっており、5 年前に比べそれぞれ 39 経営体 (28.9%)、18 経営体 (34.0%)、2 経営体 (5.9%) 減少した。

表 11 営んだ漁業種類別湖沼漁業経営体数（複数回答）

区 分	平成25年	30	対前回 増減率 (30/25)
	経営体	経営体	%
計(実数)	170	131	△ 22.9
網漁業			
小計(実数)	101	64	△ 36.6
底びき網・船びき網	34	32	△ 5.9
刺網	41	14	△ 65.9
定置網	53	35	△ 34.0
投網	-	-	nc
その他の網漁業	52	7	△ 86.5
その他の漁業			
小計(実数)	141	100	△ 29.1
釣・はえ縄	-	2	nc
採貝・採藻	135	96	△ 28.9
籠類	34	2	△ 94.1
その他の漁業	4	1	△ 75.0
養殖業			
小計(実数)	31	18	△ 41.9
魚類養殖	1	1	0.0
その他の養殖	30	17	△ 43.3

(2) 湖上作業従事者（詳細は、統計表 21 ページ参照）

〔 湖上作業従事者とは、過去 1 年間に湖沼漁業の湖上作業に従事した者をいい、特定の作業を行うために臨時的に従事した者も含む（陸上作業は含まない。） 〕

過去 1 年間に湖上作業に従事した者は 269 人で、5 年前に比べ 189 人（41.3%）減少した。

表 12 湖上作業従事者数

区 分	平成25年	30	対前回 増減率 (30/25)	構成比	
				平成25年	30
計	人 458	人 269	% △ 41.3	% 100.0	% 100.0
家 族	248	182	△ 26.6	54.1	67.7
雇用者	210	87	△ 58.6	45.9	32.3

(3) 個人経営体（湖沼漁業）（詳細は、統計表 22 ページ参照）

ア 専兼業別湖沼漁業経営体数

個人経営体を専兼業別にみると、専業は 68 経営体、兼業は 58 経営体で、5 年前に比べそれぞれ 27 経営体（28.4%）、9 経営体（13.4%）減少した。

表 13 専兼業別湖沼漁業経営体数

区 分	平成25年	30	対前回 増減率 (30/25)	構成比	
				平成25年	30
計	経営体 162	経営体 126	% △ 22.2	% 100.0	% 100.0
専 業	95	68	△ 28.4	58.6	54.0
兼 業	67	58	△ 13.4	41.4	46.0
第 1 種兼業	57	40	△ 29.8	35.2	31.7
第 2 種兼業	10	18	80.0	6.2	14.3

イ 後継者がいる湖沼漁業経営体数

湖沼漁業経営体の個人経営体 126 経営体のうち、自家漁業の後継者がいる経営体は 45 経営体で、5 年前に比べ 4 経営体（8.2%）減少した。

表 14 後継者がいる湖沼漁業経営体数

区 分	平成25年	30	対前回 増減率 (30/25)	構成比	
				平成25年	30
計	経営体 162	経営体 126	% △ 22.2	% 100.0	% 100.0
後継者あり	49	45	△ 8.2	30.2	35.7
後継者なし	113	81	△ 28.3	69.8	64.3

(4) 養殖業経営体（詳細は、統計表 22～24 ページ参照）

〔 養殖業経営体とは、過去 1 年間に利潤を得るため、販売を目的に内水面において養殖業を行った世帯又は事業所をいう。〕

養殖業経営体数（平成 30 年 11 月 1 日現在）は 52 経営体で、5 年前に比べ 45 経営体(46.4%)減少した。

これを経営組織別にみると、個人経営体は 31 経営体で、5 年前に比べ 42 経営体（57.5%）減少し、団体経営体は 21 経営体で、5 年前に比べ 3 経営体（12.5%）減少した。

表 15 経営組織別養殖業経営体数

区 分	平成25年	30	対前回 増減率 (30/25)
	経営体	経営体	%
計	97	52	△ 46.4
個人経営体	73	31	△ 57.5
団体経営体	24	21	△ 12.5

営んだ養殖種類別にみると、食用のにじますが 21 経営体と最も多く、次いで食用の海水魚種が 19 経営体、食用のその他のます類が 13 経営体となっている。

表 16 営んだ養殖種類別養殖業経営体数（複数回答）

区 分	平成25年	30	対前回 増減率 (30/25)
	経営体	経営体	%
計(実数)	97	52	△ 46.4
食用			
にじます	33	21	△ 36.4
その他のます類	20	13	△ 35.0
あゆ	1	1	0.0
こい	2	3	50.0
海水魚種	20	19	△ 5.0
その他	5	6	20.0
種苗用			
ます類	6	7	16.7
その他	31	2	△ 93.5
観賞用			
錦ごい	2	2	0.0

注 1： 「海水魚種」とは、ひらめ、ふぐ、かき類などをいう。

2： 「食用、その他」とは、はくれん、そうぎよ、ちょうざめ、もろこ、なまず、たにし、どじょうなどをいう。

3： 「種苗用、その他」とは、「食用、その他」の種苗に加え、海水魚種、すっぽん、ふななどの種苗をいう。

(5) 養殖業従事者（詳細は、統計表 24 ページ参照）

〔 養殖業従事者とは、過去 1 年間に養殖作業に従事した者をいい、特定の作業を行うために臨時的に従事した者も含む。 〕

過去 1 年間に養殖業に従事した者は 162 人で、5 年前に比べ 368 人（69.4%）減少した。

表 17 養殖業従事者数

区 分	平成25年	30	対前回 増減率 (30/25)	構成比	
				平成25年	30
	人	人	%	%	%
計	530	162	△ 69.4	100.0	100.0
家 族	181	75	△ 58.6	34.2	46.3
雇 用 者	349	87	△ 75.1	65.8	53.7

(6) 個人経営体（養殖業）（詳細は、統計表 25 ページ参照）

ア 専兼業別養殖業経営体数

個人経営体を専兼業別にみると、専業は 20 経営体、兼業は 11 経営体で、5 年前に比べそれぞれ 20 経営体（50.0%）、22 経営体（66.7%）減少した。

表 18 専兼業別養殖業経営体数

区 分	平成25年	30	対前回 増減率 (30/25)	構成比	
				平成25年	30
	経営体	経営体	%	%	%
計	73	31	△ 57.5	100.0	100.0
専 業	40	20	△ 50.0	54.8	64.5
兼 業	33	11	△ 66.7	45.2	35.5
第 1 種兼業	23	7	△ 69.6	31.5	22.6
第 2 種兼業	10	4	△ 60.0	13.7	12.9

イ 後継者がいる養殖業経営体数

養殖業経営体の個人経営体 31 経営体のうち、自家漁業の後継者がいる経営体は 19 経営体で、5年前に比べ6経営体（24.0%）減少した。

表 19 後継者がいる養殖業経営体数

区 分	平成25年	30	対前回 増減率 (30/25)	構成比	
				平成25年	30
	経営体	経営体	%	%	%
計	73	31	△ 57.5	100.0	100.0
後継者あり	25	19	△ 24.0	34.2	61.3
後継者なし	48	12	△ 75.0	65.8	38.7

3 流通加工業

(1) 魚市場（詳細は、統計表 26 ページ参照）

〔 魚市場とは、過去 1 年間に漁船により直接水揚げがあった市場及び直接水揚げがなくても陸送により生産地から搬入を受けて、第 1 次段階の取引を行ったものをいう。〕

魚市場数（平成 31 年 1 月 1 日現在）は 90 市場で、5 年前に比べ 2 市場（2.2%）減少した。また、水産物の取扱数量は 103 万 7,455 t、取扱金額は 3,802 億 8,029 万円となっている。

表 20 魚市場数、年間取扱数量及び金額

区 分	単位	平成25年	30	対前回 増減率 (30/25)
				%
魚市場数	市場	92	90	△ 2.2
年間取扱数量	t	1,289,975	1,037,455	△ 19.6
うち、活魚	〃	10,190	5,290	△ 48.1
年間取扱金額	万円	39,118,074	38,028,029	△ 2.8
うち、活魚	〃	751,621	517,941	△ 31.1

(2) 冷凍・冷蔵工場（詳細は、統計表 27 ページ参照）

〔 冷凍・冷蔵工場とは、陸上において 10 馬力以上の冷凍・冷蔵施設を有し、過去 1 年間に水産物の凍結又は低温保管を行った事業所をいう。〕

冷凍・冷蔵工場数（平成 31 年 1 月 1 日現在）は 614 工場で、5 年前に比べ 45 工場（7.9%）増加した。従業員は 2 万 2,639 人で、749 人（3.2%）減少した。

また、従業員のうち外国人は 3,141 人で、5 年前に比べ 852 人（37.2%）増加した。

表 21 冷凍・冷蔵工場数及び従業者数

区 分	単位	平成25年	30	対前回 増減率 (30/25)	構成比	
					平成25年	30
				%	%	%
冷凍・冷蔵工場数	工場	569	614	7.9	-	-
従業者数	人	23,388	22,639	△ 3.2	100.0	100.0
うち、外国人	〃	2,289	3,141	37.2	9.8	13.9

(3) 水産加工場（詳細は、統計表 28～29 ページ参照）

〔 水産加工場とは、販売を目的として過去 1 年間に水産動植物を原料として加工製造を行った事業所をいう。 〕

水産加工場（平成 31 年 1 月 1 日現在）は 869 工場で、5 年前に比べ 125 工場（12.6%）減少した。

これを営んだ加工種類別にみると、生鮮冷凍水産物が 362 工場と最も多く、次いで塩蔵品が 297 工場となっており、5 年前に比べ生鮮冷凍水産物は 57 工場（13.6%）、塩蔵品は 54 工場（15.4%）減少した。

また、その他の食用加工品のその他（焼き干し品、食用魚粉等）が 230 工場、こんぶつくだ煮が 41 工場で、5 年前に比べそれぞれ 156 工場（210.8%）、10 工場（32.3%）増加した。

表 22 営んだ加工種類別水産加工場数（複数回答）

区 分	平成25年	30	対前回 増減率 (30/25)
	工場	工場	%
計(実数)	994	869	△ 12.6
生鮮冷凍水産物	419	362	△ 13.6
缶・びん詰	39	28	△ 28.2
焼・味付のり	10	14	40.0
寒天	-	-	-
油脂	6	6	0.0
ねり製品			
かまぼこ類	59	47	△ 20.3
魚肉ハム・ソーセージ類	6	7	16.7
冷凍食品	182	167	△ 8.2
素干し品	125	84	△ 32.8
塩干品	239	239	0.0
煮干し品	48	45	△ 6.2
塩蔵品	351	297	△ 15.4
くん製品	80	71	△ 11.2
節製品	8	10	25.0
その他の食用加工品			
いか塩辛	69	58	△ 15.9
水産物漬物	125	117	△ 6.4
こんぶつくだ煮	31	41	32.3
乾燥・焙焼・揚げ加工品（いか製品）	54	49	△ 9.3
その他（焼き干し品、食用魚粉等）	74	230	210.8
飼肥料	21	17	△ 19.0

水産加工場の従業者は2万6,822人で、5年前に比べ3,548人（11.7%）減少した。
 また、従業者のうち外国人は3,584人で、5年前に比べ934人（35.2%）増加した。

表 23 水産加工場における従業者数

区 分	平成25年	30	対前回 増減率 (30/25)	構 成 比	
				平成25年	30
	人	人	%	%	%
計	30,370	26,822	△ 11.7	100.0	100.0
うち外国人	2,650	3,584	35.2	8.7	13.4

【統計表】

統計表一覧

I	海面漁業地域	
1	資源管理・漁場改善の取組	
(1)	資源管理の取組数規模別漁業地区数	15
(2)	管理対象魚種別取組数	15
(3)	漁業資源の管理内容別取組数	17
(4)	漁場の保全・管理内容別取組数	17
(5)	漁獲の管理内容別取組数	17
2	地域活性化の取組	
(1)	会合・集会等の議題別漁業地区数	18
(2)	漁業協同組合が関係する活動別漁業地区数	18
(3)	漁業体験参加人数規模別漁業地区数	19
(4)	魚食普及活動参加人数規模別漁業地区数	19
(5)	水産物直売所利用者数規模別漁業地区数	19
II	内水面漁業の生産構造及び就業構造	
1	湖沼漁業に関する統計	
(1)	湖沼漁業経営体	
ア	指定湖沼数	20
イ	経営組織別経営体数	20
ウ	営んだ漁業種類別経営体数	20
エ	湖上作業従事者数	21
(2)	個人経営体	
	専兼業別経営体数及び後継者の有無別経営体数	22
2	内水面養殖業に関する統計	
(1)	養殖業経営体	
ア	経営組織別経営体数	22
イ	営んだ養殖種類別経営体数	23
ウ	養殖業従事者数	24
(2)	個人経営体	
	専兼業別経営体数及び後継者の有無別経営体数	25
III	内水面漁業地域	
	漁業協同組合の放流した魚種別放流数量	25
IV	流通加工業	
1	魚市場	
(1)	魚市場数及び年間取扱高	26
(2)	水産物の品質・衛生管理機器種類別魚市場数	27
2	冷凍・冷蔵工場	
	冷凍・冷蔵工場数及び従業者数	27
3	水産加工場	
(1)	水産加工場数及び従業者数	28
(2)	営んだ加工種類別工場数	28

利用上の注意

- 表中に用いた記号は以下のとおりである。
 - 「－」： 事実のないもの
 - 「x」： 個人又は法人のその他の団体に関する秘密を保持するため、統計数値を公表しないもの
 - 「△」： 負数又は減少したもの
 - 「nc」： 計算不能
- 秘匿措置について

統計調査結果について、調査対象数が2以下の場合には調査結果の秘密保護の観点から、該当結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差引きにより該当結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

I 海面漁業地域

1 資源管理・漁場改善の取組

(1) 資源管理の取組数規模別漁業地区数

単位：地区

北海道・ 北海区・ 総合振興局・ 振興局	計	資源管理を行っている取組数					資源管理 を行って いない
		小計	1	2	3	4以上	
北海道 (1)	137	130	18	29	18	65	7
北海道太平洋北区 (2)	74	71	6	19	9	37	3
北海道日本海北区 (3)	63	59	12	10	9	28	4
石狩 (4)	3	3	-	-	1	2	-
渡島 (5)	38	38	3	7	4	24	-
檜山 (6)	8	8	3	5	-	-	-
後志 (7)	14	12	2	2	3	5	2
留萌 (8)	10	10	6	2	-	2	-
宗谷 (9)	13	12	-	-	5	7	1
オホーツク (10)	9	8	1	-	-	7	1
胆振 (11)	11	11	-	2	3	6	-
日高 (12)	10	10	-	7	-	3	-
十勝 (13)	4	4	2	-	-	2	-
釧路 (14)	8	6	1	-	-	5	2
根室 (15)	9	8	-	4	2	2	1

(2) 管理対象魚種別取組数 (複数回答)

単位：取組

北海道・ 北海区・ 総合振興局・ 振興局	計 (実数)	魚類					
		さけ・ ます類	ひらめ	かれい類	たい類		その他の 魚類
					まだい	その他の たい類	
北海道 (1)	593	122	43	68	-	6	138
北海道太平洋北区 (2)	340	70	17	40	-	6	82
北海道日本海北区 (3)	253	52	26	28	-	-	56
石狩 (4)	14	3	2	-	-	-	2
渡島 (5)	210	30	19	20	-	6	60
檜山 (6)	13	7	-	1	-	-	4
後志 (7)	36	10	10	7	-	-	14
留萌 (8)	24	6	9	10	-	-	10
宗谷 (9)	78	8	3	4	-	-	7
オホーツク (10)	42	14	-	4	-	-	4
胆振 (11)	44	14	-	4	-	-	12
日高 (12)	37	10	-	13	-	-	5
十勝 (13)	21	5	-	-	-	-	5
釧路 (14)	42	7	-	2	-	-	11
根室 (15)	32	8	-	3	-	-	4

I 海面漁業地域（続き）

1 資源管理・漁場改善の取組（続き）

(2) 管理対象魚種別取組数（複数回答）（続き）

単位：取組

北海道・ 北海道総合振興局	えび類		かに類		貝類			
	いせえび	その他のえび類	がざみ類	その他のかに類	あわび類	さざえ	あさり類	その他の貝類
北海道 (1)	-	24	-	15	30	-	4	82
北海道太平洋北区 (2)	-	11	-	5	3	-	3	54
北海道日本海北区 (3)	-	13	-	10	27	-	1	28
石狩 (4)	-	-	-	-	1	-	-	2
渡島 (5)	-	7	-	-	17	-	-	13
檜山 (6)	-	1	-	-	-	-	-	-
後志 (7)	-	4	-	-	3	-	-	2
留萌 (8)	-	4	-	-	1	-	-	2
宗谷 (9)	-	2	-	5	6	-	1	9
オホーツク (10)	-	2	-	5	-	-	-	13
胆振 (11)	-	2	-	-	2	-	-	9
日高 (12)	-	-	-	-	-	-	-	9
十勝 (13)	-	-	-	-	-	-	-	6
釧路 (14)	-	2	-	3	-	-	2	9
根室 (15)	-	-	-	2	-	-	1	8

単位：取組

北海道・ 北海道総合振興局	いか類	たこ類	うに類	なまこ類	その他の水産動物類	海藻類	
						こんぶ類	その他の海藻類
北海道 (1)	37	47	60	70	10	94	7
北海道太平洋北区 (2)	27	29	25	21	10	63	4
北海道日本海北区 (3)	10	18	35	49	-	31	3
石狩 (4)	-	-	3	3	-	1	1
渡島 (5)	26	14	32	18	5	50	4
檜山 (6)	-	1	-	-	-	-	-
後志 (7)	2	-	1	7	-	1	-
留萌 (8)	2	7	1	9	-	1	-
宗谷 (9)	-	7	10	14	-	12	2
オホーツク (10)	1	3	3	4	-	1	-
胆振 (11)	-	-	4	3	-	-	-
日高 (12)	-	10	3	11	4	17	-
十勝 (13)	2	2	-	-	-	1	-
釧路 (14)	1	1	1	-	1	5	-
根室 (15)	3	2	2	1	-	5	-

I 海面漁業地域（続き）

1 資源管理・漁場改善の取組（続き）

(3) 漁業資源の管理内容別取組数（複数回答）

(4) 漁場の保全・管理内容別取組数（複数回答）

単位：取組

単位：取組

北海道・ 北海区・ 総合振興局・ 振興局	計 (実数)	漁獲（採 捕・収 獲）枠 の設定	漁業資源 の増殖	その他	計 (実数)	漁場の 保全	漁場の 造成	漁場利用 の取決め	その他
北海道 (1)	361	163	201	115	230	68	44	141	76
北海道太平洋北区 (2)	195	85	93	58	135	35	28	65	47
北海道日本海北区 (3)	166	78	108	57	95	33	16	76	29
石狩 (4)	8	2	7	-	2	1	-	-	1
渡島 (5)	133	68	50	61	99	37	7	67	43
檜山 (6)	13	6	7	-	-	-	-	-	-
後志 (7)	27	6	20	9	1	1	-	-	1
留萌 (8)	21	10	14	3	14	1	1	8	5
宗谷 (9)	37	16	27	7	37	2	10	31	4
オホーツク (10)	29	12	19	9	11	1	5	7	3
胆振 (11)	29	10	13	15	20	3	4	2	15
日高 (12)	21	3	19	5	20	13	6	13	-
十勝 (13)	4	2	2	-	3	-	-	1	2
釧路 (14)	28	23	15	3	15	6	5	6	1
根室 (15)	11	5	8	3	8	3	6	6	1

(5) 漁獲の管理内容別取組数（複数回答）

単位：取組

北海道・ 北海区・ 総合振興局・ 振興局	計 (実数)	漁法（養 殖方法） の規制	漁船の 使用規制	漁具の 規制	漁期の 規制	出漁日 数、操 業時間 の規制	漁獲（採 捕、収 獲）サイ ズの規制	漁獲量 （採捕 量、収 獲量） の規 制	その他
北海道 (1)	544	88	168	227	388	168	222	143	33
北海道太平洋北区 (2)	316	38	109	133	234	90	111	66	17
北海道日本海北区 (3)	228	50	59	94	154	78	111	77	16
石狩 (4)	13	1	-	1	9	-	6	2	-
渡島 (5)	204	39	92	112	142	71	75	42	20
檜山 (6)	13	-	-	-	10	3	-	3	-
後志 (7)	32	2	2	8	16	8	15	10	-
留萌 (8)	24	7	11	12	16	11	16	11	4
宗谷 (9)	69	23	23	35	53	24	38	25	2
オホーツク (10)	31	2	6	9	19	7	12	6	2
胆振 (11)	41	4	5	9	29	8	21	16	2
日高 (12)	30	9	16	17	24	9	17	9	1
十勝 (13)	21	-	-	-	21	1	2	-	-
釧路 (14)	37	1	5	12	30	14	14	13	1
根室 (15)	29	-	8	12	19	12	6	6	1

I 海面漁業地域（続き）

2 地域活性化の取組

(1) 会合・集会等の議題別漁業地区数（複数回答）

単位：地区

北海道・ 北海区・ 総合振興局	会合・集会等 を開催した漁業 地区数 (実数)	会合・集会等の議題						その他
		特定区画 漁業権・ 共同漁業 権の変更	漁業権 放棄	漁業補償	漁業地区の 共有財産・ 共有施設の 管理	自然環境 の保全	漁業地区の 行事（祭り・イ ベント等）	
北海道 (1)	108	67	1	5	7	9	54	56
北海道太平洋北区 (2)	63	42	1	2	4	7	31	28
北海道日本海北区 (3)	45	25	-	3	3	2	23	28
石狩 (4)	3	1	-	-	1	-	1	2
渡島 (5)	34	33	1	-	1	-	15	6
檜山 (6)	-	-	-	-	-	-	-	-
後志 (7)	11	8	-	3	-	-	8	4
留萌 (8)	10	2	-	-	1	1	7	8
宗谷 (9)	10	7	-	-	1	-	1	8
オホーツク (10)	6	2	-	-	-	1	1	6
胆振 (11)	8	4	-	-	-	1	5	4
日高 (12)	10	3	-	-	1	3	7	10
十勝 (13)	4	-	-	-	-	2	2	2
釧路 (14)	6	3	-	1	1	-	3	3
根室 (15)	6	4	-	1	1	1	4	3

(2) 漁業協同組合が関係する活動別漁業地区数（複数回答）

単位：地区

北海道・ 北海区・ 総合振興局	計 (実数)	関係する活動						活動なし
		新規漁業就 業者・後継 者を確保 する取組	ゴミ（海 岸・海上・ 海底）の 清掃活動	6次産業 化への 取組	ブルー・ ツーリズム の取組	水産に関する 伝統的な祭 り・文化・芸 能の保存	各種イ ベントの 開催	
北海道 (1)	137	24	71	6	5	20	52	53
北海道太平洋北区 (2)	74	10	42	4	2	13	27	24
北海道日本海北区 (3)	63	14	29	2	3	7	25	29
石狩 (4)	3	1	1	-	-	-	1	2
渡島 (5)	38	1	24	2	-	5	13	13
檜山 (6)	8	-	-	-	-	-	-	8
後志 (7)	14	6	7	-	2	2	8	4
留萌 (8)	10	1	2	-	-	1	2	8
宗谷 (9)	13	6	10	1	-	2	4	3
オホーツク (10)	9	-	4	1	1	2	5	3
胆振 (11)	11	1	4	1	2	3	4	4
日高 (12)	10	4	8	-	-	3	5	-
十勝 (13)	4	-	3	-	-	-	4	-
釧路 (14)	8	2	2	1	-	1	2	5
根室 (15)	9	2	6	-	-	1	4	3

I 海面漁業地域（続き）

2 地域活性化の取組（続き）

(3) 漁業体験参加人数規模別漁業地区数

単位：地区

北海道・ 大 海 道 区	漁業体験 を行った 漁業 地区数	参加人数規模別					200 人 以 上	漁業体験 の年間 延べ参加 人数
		10人未満	10～20	20～50	50～100	100～200		
北海道 (1)	25	5	1	12	4	-	3	7,616
北海道太平洋北区 (2)	10	-	1	6	2	-	1	2,943
北海道日本海北区 (3)	15	5	-	6	2	-	2	4,673

(4) 魚食普及活動参加人数規模別漁業地区数

単位：地区

北海道・ 大 海 道 区	魚食普及 活動を 行った漁業 地区数	参加人数規模別					200 人 以 上	魚食普及 活動の 年間延べ 参加人数
		10人未満	10～20	20～50	50～100	100～200		
北海道 (1)	40	6	5	12	7	3	7	3,550
北海道太平洋北区 (2)	21	4	1	5	6	1	4	1,953
北海道日本海北区 (3)	19	2	4	7	1	2	3	1,597

(5) 水産物直売所利用者数規模別漁業地区数

単位：地区

北海道・ 大 海 道 区	水産物 直売所が ある漁業 地区数	利用者数規模別				10,000人 以 上	水産物 直売所の 施設数	水産物 直売所の 年間延べ 利用者数
		500 人 未 満	500～ 1,000	1,000～ 5,000	5,000～ 10,000			
北海道 (1)	32	3	1	8	4	16	33	1,529,000
北海道太平洋北区 (2)	12	1	-	3	-	8	12	279,900
北海道日本海北区 (3)	20	2	1	5	4	8	21	1,249,100

Ⅱ 内水面漁業の生産構造及び就業構造

1 湖沼漁業に関する統計

(1) 湖沼漁業経営体

ア 指定湖沼数

イ 経営組織別経営体数

単位：経営体

北海道・ 総合振興局・ 振興局	指定 湖沼数	計	個人	会社	漁業 協同組合	共同経営
北海道 (1)	12	131	126	1	1	3
石狩 (2)	-	-	-	-	-	-
渡島 (3)	1	6	6	-	-	-
檜山 (4)	-	-	-	-	-	-
後志 (5)	-	-	-	-	-	-
空知 (6)	-	-	-	-	-	-
上川 (7)	1	1	x	x	x	x
留萌 (8)	-	1	x	x	x	x
宗谷 (9)	2	2	x	x	x	x
オホーツク (10)	3	46	43	-	-	3
胆振 (11)	1	12	12	-	-	-
日高 (12)	-	-	-	-	-	-
十勝 (13)	-	-	-	-	-	-
釧路 (14)	3	58	57	1	-	-
根室 (15)	1	5	5	-	-	-

ウ 営んだ漁業種類別経営体数

単位：経営体

北海道・ 総合振興局・ 振興局	網漁業						その他の漁業
	小計 (実数)	底びき網・ 船びき網	刺網	定置網	投網	その他の 網漁業	小計 (実数)
北海道 (1)	64	32	14	35	-	7	100
石狩 (2)	-	-	-	-	-	-	-
渡島 (3)	5	-	-	5	-	3	5
檜山 (4)	-	-	-	-	-	-	-
後志 (5)	-	-	-	-	-	-	-
空知 (6)	-	-	-	-	-	-	-
上川 (7)	x	x	x	x	x	x	x
留萌 (8)	x	x	x	x	x	x	x
宗谷 (9)	x	x	x	x	x	x	x
オホーツク (10)	39	30	-	23	-	-	41
胆振 (11)	12	-	12	-	-	-	2
日高 (12)	-	-	-	-	-	-	-
十勝 (13)	-	-	-	-	-	-	-
釧路 (14)	4	1	1	4	-	2	47
根室 (15)	-	-	-	-	-	-	5

Ⅱ 内水面漁業の生産構造及び就業構造（続き）

1 湖沼漁業に関する統計（続き）

(1) 湖沼漁業経営体（続き）

ウ 営んだ漁業種類別経営体数（続き）

単位：経営体

北海道・ 総合振興局・ 振興局	その他の漁業				養殖業		
	釣・はえ縄	採貝・採藻	籠類	その他の 漁業	小計 (実数)	魚類養殖	その他の養殖
北海道 (1)	2	96	2	1	18	1	17
石狩 (2)	-	-	-	-	-	-	-
渡島 (3)	-	5	1	-	-	-	-
檜山 (4)	-	-	-	-	-	-	-
後志 (5)	-	-	-	-	-	-	-
空知 (6)	-	-	-	-	-	-	-
上川 (7)	x	x	x	x	x	x	x
留萌 (8)	x	x	x	x	x	x	x
宗谷 (9)	x	x	x	x	x	x	x
オホーツク (10)	-	40	-	1	1	-	1
胆振 (11)	2	-	-	-	-	-	-
日高 (12)	-	-	-	-	-	-	-
十勝 (13)	-	-	-	-	-	-	-
釧路 (14)	-	46	1	-	17	1	16
根室 (15)	-	5	-	-	-	-	-

エ 湖上作業従事者数

単位：人

北海道・ 総合振興局・ 振興局	計	家族・雇用者別		男女別	
		家族	雇用者	男	女
北海道 (1)	269	182	87	233	36
石狩 (2)	-	-	-	-	-
渡島 (3)	21	10	11	17	4
檜山 (4)	-	-	-	-	-
後志 (5)	-	-	-	-	-
空知 (6)	-	-	-	-	-
上川 (7)	x	x	x	x	x
留萌 (8)	x	x	x	x	x
宗谷 (9)	x	x	x	x	x
オホーツク (10)	94	59	35	88	6
胆振 (11)	16	16	-	12	4
日高 (12)	-	-	-	-	-
十勝 (13)	-	-	-	-	-
釧路 (14)	99	88	11	79	20
根室 (15)	6	6	-	5	1

Ⅱ 内水面漁業の生産構造及び就業構造（続き）

1 湖沼漁業に関する統計（続き）

(2) 個人経営体

専兼業別経営体数及び後継者の有無別経営体数

単位：経営体

北海道・ 総合振興局・ 振興局	計	専兼業別		後継者の有無別		
		専業	兼業		後継者あり	後継者なし
			第1種	第2種		
北海道 (1)	126	68	40	18	45	81
石狩 (2)	-	-	-	-	-	-
渡島 (3)	6	-	3	3	2	4
檜山 (4)	-	-	-	-	-	-
後志 (5)	-	-	-	-	-	-
空知 (6)	-	-	-	-	-	-
上川 (7)	x	x	x	x	x	x
留萌 (8)	x	x	x	x	x	x
宗谷 (9)	x	x	x	x	x	x
オホーツク (10)	43	28	10	5	14	29
胆振 (11)	12	3	1	8	1	11
日高 (12)	-	-	-	-	-	-
十勝 (13)	-	-	-	-	-	-
釧路 (14)	57	35	21	1	27	30
根室 (15)	5	1	3	1	1	4

2 内水面養殖業に関する統計

(1) 養殖業経営体

ア 経営組織別経営体数

単位：経営体

北海道・ 総合振興局・ 振興局	計	個人	会社	漁業 協同組合	漁業 生産組合	共同経営	その他
北海道 (1)	52	31	14	1	1	3	2
石狩 (2)	3	x	x	x	x	x	x
渡島 (3)	1	x	x	x	x	x	x
檜山 (4)	2	x	x	x	x	x	x
後志 (5)	1	x	x	x	x	x	x
空知 (6)	-	-	-	-	-	-	-
上川 (7)	4	x	x	x	x	x	x
留萌 (8)	-	-	-	-	-	-	-
宗谷 (9)	-	-	-	-	-	-	-
オホーツク (10)	6	x	x	x	x	x	x
胆振 (11)	4	3	1	-	-	-	-
日高 (12)	4	x	x	x	x	x	x
十勝 (13)	6	3	2	-	-	-	1
釧路 (14)	19	16	3	-	-	-	-
根室 (15)	2	x	x	x	x	x	x

II 内水面漁業の生産構造及び就業構造 (続き)

2 内水面養殖業に関する統計 (続き)

(1) 養殖業経営体 (続き)

イ 営んだ養殖種類別経営体数 (複数回答)

単位：経営体

北海道 総合振興局 振興局	計 (実数)	食 用					
		小計 (実数)	にじます	その他の ます類	あゆ	こい	ふな
北海道 (1)	52	49	21	13	1	3	-
石狩 (2)	x	x	x	x	x	x	x
渡島 (3)	x	x	x	x	x	x	x
檜山 (4)	x	x	x	x	x	x	x
後志 (5)	x	x	x	x	x	x	x
空知 (6)	-	-	-	-	-	-	-
上川 (7)	x	x	x	x	x	x	x
留萌 (8)	-	-	-	-	-	-	-
宗谷 (9)	-	-	-	-	-	-	-
オホーツク (10)	x	x	x	x	x	x	x
胆振 (11)	4	3	3	1	-	-	-
日高 (12)	x	x	x	x	x	x	x
十勝 (13)	6	6	4	3	-	1	-
釧路 (14)	19	19	2	2	-	1	-
根室 (15)	x	x	x	x	x	x	x

単位：経営体

北海道 総合振興局 振興局	食 用				種苗用		
	うなぎ	すっぽん	海水魚種	その他	小計 (実数)	ます類	あゆ
北海道 (1)	-	-	19	6	9	7	-
石狩 (2)	x	x	x	x	x	x	x
渡島 (3)	x	x	x	x	x	x	x
檜山 (4)	x	x	x	x	x	x	x
後志 (5)	x	x	x	x	x	x	x
空知 (6)	-	-	-	-	-	-	-
上川 (7)	x	x	x	x	x	x	x
留萌 (8)	-	-	-	-	-	-	-
宗谷 (9)	-	-	-	-	-	-	-
オホーツク (10)	x	x	x	x	x	x	x
胆振 (11)	-	-	-	1	1	-	-
日高 (12)	x	x	x	x	x	x	x
十勝 (13)	-	-	-	1	3	3	-
釧路 (14)	-	-	16	1	-	-	-
根室 (15)	x	x	x	x	x	x	x

Ⅱ 内水面漁業の生産構造及び就業構造（続き）

2 内水面養殖業に関する統計（続き）

(1) 養殖業経営体（続き）

イ 営んだ養殖種類別経営体数（複数回答）（続き）

単位：経営体

北海道・ 総合振興局・ 振興局	種苗用		観賞用			真珠
	こい	その他	小計 (実数)	錦こい	その他	
北海道 (1)	-	2	2	2	-	-
石狩 (2)	x	x	x	x	x	x
渡島 (3)	x	x	x	x	x	x
檜山 (4)	x	x	x	x	x	x
後志 (5)	x	x	x	x	x	x
空知 (6)	-	-	-	-	-	-
上川 (7)	x	x	x	x	x	x
留萌 (8)	-	-	-	-	-	-
宗谷 (9)	-	-	-	-	-	-
オホーツク (10)	x	x	x	x	x	x
胆振 (11)	-	1	-	-	-	-
日高 (12)	x	x	x	x	x	x
十勝 (13)	-	-	-	-	-	-
釧路 (14)	-	-	-	-	-	-
根室 (15)	x	x	x	x	x	x

ウ 養殖業従事者数

単位：人

北海道・ 総合振興局・ 振興局	計	家族・雇用者別		男女別	
		家族	雇用者	男	女
北海道 (1)	162	75	87	117	45
石狩 (2)	x	x	x	x	x
渡島 (3)	x	x	x	x	x
檜山 (4)	x	x	x	x	x
後志 (5)	x	x	x	x	x
空知 (6)	-	-	-	-	-
上川 (7)	x	x	x	x	x
留萌 (8)	-	-	-	-	-
宗谷 (9)	-	-	-	-	-
オホーツク (10)	x	x	x	x	x
胆振 (11)	9	5	4	5	4
日高 (12)	x	x	x	x	x
十勝 (13)	24	8	16	17	7
釧路 (14)	52	45	7	34	18
根室 (15)	x	x	x	x	x

II 内水面漁業の生産構造及び就業構造（続き）

2 内水面養殖業に関する統計（続き）

(2) 個人経営体

専兼業別経営体数及び後継者の有無別経営体数

単位：経営体

北海道・ 総合振興局・ 振興局	計	専兼業別			後継者の有無別	
		専業	兼業		後継者あり	後継者なし
			第1種	第2種		
北海道 (1)	31	20	7	4	19	12
石狩 (2)	x	x	x	x	x	x
渡島 (3)	x	x	x	x	x	x
檜山 (4)	x	x	x	x	x	x
後志 (5)	x	x	x	x	x	x
空知 (6)	-	-	-	-	-	-
上川 (7)	x	x	x	x	x	x
留萌 (8)	-	-	-	-	-	-
宗谷 (9)	-	-	-	-	-	-
オホーツク (10)	x	x	x	x	x	x
胆振 (11)	3	3	-	-	2	1
日高 (12)	x	x	x	x	x	x
十勝 (13)	3	-	1	2	-	3
釧路 (14)	16	10	6	-	12	4
根室 (15)	x	x	x	x	x	x

III 内水面漁業地域

漁業協同組合の放流した魚種別放流数量

単位：千尾

北海道・ 総合振興局・ 振興局	放流尾数計	魚類						
		さけ・ます類						
		さく河性			陸封性			
		しろざけ	さくらます	その他	にじます	やまめ	いわな	その他
北海道 (1)	37,580	15,670	118	1,400	15	60	15	385
石狩 (2)	185	-	-	-	-	-	-	185
渡島 (3)	7	-	-	-	-	-	-	-
檜山 (4)	300	-	-	-	-	-	-	-
後志 (5)	6,628	6,500	118	-	-	-	-	-
空知 (6)	-	-	-	-	-	-	-	-
上川 (7)	85	-	-	-	-	30	15	40
留萌 (8)	-	-	-	-	-	-	-	-
宗谷 (9)	-	-	-	-	-	-	-	-
オホーツク (10)	2,400	1,000	-	1,400	-	-	-	-
胆振 (11)	87	-	-	-	7	20	-	60
日高 (12)	19,610	-	-	-	-	10	-	-
十勝 (13)	-	-	-	-	-	-	-	-
釧路 (14)	8,278	8,170	-	-	8	-	-	100
根室 (15)	-	-	-	-	-	-	-	-

Ⅲ 内水面漁業地域（続き）
 漁業協同組合の放流した魚種別放流数量（続き）

単位：千尾

北海道・ 総合振興局・ 振興局	魚類				わかさぎ卵	その他の卵	貝類
	あゆ	こい	ふな	その他の魚種			
					万粒	万粒	kg
北海道 (1)	317	-	-	19,600	151,110	21,216	37,530
石狩 (2)	-	-	-	-	20,000	-	-
渡島 (3)	7	-	-	-	5,000	-	-
檜山 (4)	300	-	-	-	-	-	-
後志 (5)	10	-	-	-	-	3,016	-
空知 (6)	-	-	-	-	-	-	-
上川 (7)	-	-	-	-	7,000	-	-
留萌 (8)	-	-	-	-	-	-	3,000
宗谷 (9)	-	-	-	-	5,000	-	-
オホーツク (10)	-	-	-	-	18,150	-	26,700
胆振 (11)	-	-	-	-	10,600	5,400	-
日高 (12)	-	-	-	19,600	-	-	-
十勝 (13)	-	-	-	-	20,000	-	580
釧路 (14)	-	-	-	-	65,360	12,800	-
根室 (15)	-	-	-	-	-	-	7,250

Ⅳ 流通加工業

1 魚市場

(1) 魚市場数及び年間取扱高

北海道・ 総合振興局・ 振興局	市場数	取扱数量		取扱金額	
		活魚	活魚	活魚	活魚
	市場	t	t	万円	万円
北海道 (1)	90	1,037,455	5,290	38,028,029	517,941
石狩 (2)	1	x	x	x	x
渡島 (3)	17	123,129	1,870	8,436,889	163,008
檜山 (4)	7	8,586	633	519,038	103,759
後志 (5)	8	109,907	147	1,027,391	7,100
空知 (6)	1	x	x	x	x
上川 (7)	-	-	-	-	-
留萌 (8)	2	x	x	x	x
宗谷 (9)	4	90,680	-	2,047,934	-
オホーツク (10)	8	199,514	609	5,109,806	43,576
胆振 (11)	9	50,664	478	1,984,533	73,112
日高 (12)	10	36,502	502	1,357,653	37,371
十勝 (13)	4	52,607	-	1,183,870	-
釧路 (14)	11	165,844	140	3,134,484	10,858
根室 (15)	8	112,121	169	3,576,530	12,510

IV 流通加工業（続き）

1 魚市場（続き）

(2) 水産物の品質・衛生管理機器種類別魚市場数（複数回答）

単位：市場

北海道・ 総合振興局・ 振興局	計 (実数)	海水殺菌 装置	砕氷・ 製氷機	脱臭装置、 排ガス処理 装置	水産加工 機器	その他
北海道 (1)	76	62	49	3	8	8
石狩 (2)	x	x	x	x	x	x
渡島 (3)	17	15	14	-	-	1
檜山 (4)	7	5	3	-	-	-
後志 (5)	4	3	3	-	1	-
空知 (6)	x	x	x	x	x	x
上川 (7)	-	-	-	-	-	-
留萌 (8)	x	x	x	x	x	x
宗谷 (9)	3	3	1	-	-	-
オホーツク (10)	6	5	3	-	-	1
胆振 (11)	9	6	5	-	3	1
日高 (12)	10	8	8	2	2	1
十勝 (13)	4	3	3	-	-	-
釧路 (14)	5	5	4	1	2	1
根室 (15)	7	7	2	-	-	2

2 冷凍・冷蔵工場

冷凍・冷蔵工場数及び従業者数

北海道・ 総合振興局・ 振興局	工場数	従業者数			
		外国人	男	女	
北海道 (1)	工場 614	人 22,639	人 3,141	人 7,965	人 14,674
石狩 (2)	44	1,977	49	1,190	787
渡島 (3)	125	5,531	667	1,655	3,876
檜山 (4)	13	171	2	39	132
後志 (5)	83	2,122	187	875	1,247
空知 (6)	x	x	x	x	x
上川 (7)	x	x	x	x	x
留萌 (8)	33	1,419	185	358	1,061
宗谷 (9)	57	1,593	368	514	1,079
オホーツク (10)	85	3,308	746	976	2,332
胆振 (11)	24	701	76	253	448
日高 (12)	26	480	25	217	263
十勝 (13)	14	395	4	168	227
釧路 (14)	42	2,578	449	809	1,769
根室 (15)	62	2,082	368	766	1,316

IV 流通加工業（続き）

3 水産加工場

(1) 水産加工場数及び従業者数

北海道・ 北総合振興局・ 振興局	工場数	従業者数		男	女
		人	外国人		
北海道 (1)	869	26,822	3,584	8,219	18,603
石狩 (2)	31	1,623	65	604	1,019
渡島 (3)	187	6,815	722	1,876	4,939
檜山 (4)	19	197	2	54	143
後志 (5)	107	3,056	315	936	2,120
空知 (6)	4	112	15	28	84
上川 (7)	7	115	-	60	55
留萌 (8)	29	1,383	185	312	1,071
宗谷 (9)	84	2,124	487	667	1,457
オホーツク (10)	124	3,944	834	1,171	2,773
胆振 (11)	52	1,058	79	328	730
日高 (12)	46	516	25	199	317
十勝 (13)	30	481	4	202	279
釧路 (14)	73	3,161	473	981	2,180
根室 (15)	76	2,237	378	801	1,436

(2) 営んだ加工種類別工場数（複数回答）

単位：工場

北海道・ 北総合振興局・ 振興局	計 (実数)	缶・ びん詰	焼・味付 のり	寒天	油脂	飼肥料	ねり製品	
							かまぼこ 類	魚肉ハ ム・ソー セージ類
北海道 (1)	869	28	14	-	6	17	47	7
石狩 (2)	31	1	4	-	-	-	7	1
渡島 (3)	187	-	3	-	1	2	5	2
檜山 (4)	19	-	-	-	-	-	3	-
後志 (5)	107	2	1	-	1	2	12	2
空知 (6)	4	1	1	-	-	-	1	-
上川 (7)	7	1	1	-	-	-	3	-
留萌 (8)	29	-	1	-	-	1	-	-
宗谷 (9)	84	7	-	-	-	-	4	-
オホーツク (10)	124	3	2	-	-	5	5	1
胆振 (11)	52	-	-	-	1	1	1	-
日高 (12)	46	-	-	-	-	-	2	-
十勝 (13)	30	-	-	-	1	1	1	1
釧路 (14)	73	4	-	-	2	5	3	-
根室 (15)	76	9	1	-	-	-	-	-

IV 流通加工業（続き）

3 水産加工場（続き）

(2) 営んだ加工種類別工場数（複数回答）（続き）

単位：工場

北海道 総合振興局	冷凍食品	素干し品	塩干品	煮干し品	塩蔵品	くん製品	節製品							
								北海道 (1)	石狩 (2)	渡島 (3)	檜山 (4)	後志 (5)	空知 (6)	上川 (7)
北海道 (1)	167	84	239	45	297	71	10							
石狩 (2)	5	1	5	-	6	6	2							
渡島 (3)	35	25	27	2	31	17	1							
檜山 (4)	4	8	10	-	3	1	-							
後志 (5)	18	21	36	18	38	5	2							
空知 (6)	-	1	2	-	2	3	-							
上川 (7)	1	-	1	-	-	-	-							
留萌 (8)	6	10	14	-	20	5	-							
宗谷 (9)	25	5	21	6	24	4	-							
オホーツク (10)	31	5	22	16	39	4	1							
胆振 (11)	6	-	30	1	29	5	-							
日高 (12)	8	2	12	1	24	8	-							
十勝 (13)	5	3	15	-	13	6	2							
釧路 (14)	13	1	19	-	27	4	-							
根室 (15)	10	2	25	1	41	3	2							

単位：工場

北海道 総合振興局	その他の食用加工品				生鮮冷凍 水産物	
	いか塩辛	水産物 漬物	こんぶ つくだ煮	乾燥・焙焼・ 揚げ加工品 (いか製品)		その他
北海道 (1)	58	117	41	49	230	362
石狩 (2)	2	5	4	3	11	5
渡島 (3)	33	43	12	28	67	50
檜山 (4)	7	3	-	2	9	5
後志 (5)	7	19	13	5	29	32
空知 (6)	-	1	-	-	2	-
上川 (7)	-	-	-	-	-	-
留萌 (8)	2	13	-	2	16	16
宗谷 (9)	1	3	-	-	13	56
オホーツク (10)	1	10	-	4	24	71
胆振 (11)	-	3	-	-	6	22
日高 (12)	-	3	4	2	7	15
十勝 (13)	1	2	2	-	9	11
釧路 (14)	2	7	5	1	21	32
根室 (15)	2	5	1	2	16	47

【調査の概要】

1 調査の目的

2018年漁業センサスは、漁業の生産構造、就業構造並びに漁村及び水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的として実施した。

2 根拠法規

2018年漁業センサスは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に基づく基幹統計（基幹統計である漁業構造統計を作成する調査）として、漁業センサス規則（昭和38年農林省令第39号）に基づき実施している。

3 調査体系の概要

調査の種類		調査の系統	調査の方法
海面 漁業調査	漁業経営体調査	農林水産省 都道府県 市区町村 統計調査員 調査対象	調査員調査又は オンライン調査 (調査員調査は自計 申告を基本とし、 面接調査も可能)
	海面漁業地域調査		郵送調査又は オンライン調査
内水面 漁業調査	内水面漁業経営体調査	農林水産省 地方組織 (統計調査員) 調査対象	調査員調査又は オンライン調査 (調査員調査は自計 申告を基本とし、 面接調査も可能。 また、郵送により 配布し、回収を 郵送又は職員が 行うことも可能)
	内水面漁業地域調査		郵送調査又は オンライン調査
流通加工 調査	魚市場調査		調査員調査又は オンライン調査
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査		調査員調査又は オンライン調査

4 調査の対象

(1) 海面漁業調査

ア 漁業経営体調査

海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 86 条第 1 項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村（以下「沿海市区町村」という。）の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体。

イ 海面漁業地域調査

沿岸地区の漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号。（以下「水協法」という。）第 2 条に規定する漁業協同組合。））。

(2) 内水面漁業調査

ア 内水面漁業経営体調査

共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で地域における漁業生産上重要なものにおいて、水産動植物の採捕の事業を営む内水面漁業に係る漁業経営体及び内水面において養殖の事業を営む漁業経営体。

イ 内水面漁業地域調査

水協法第 18 条第 2 項に規定する内水面組合。

(3) 流通加工調査

ア 魚市場調査

漁船により水産物の直接水揚げがあった市場及び漁船の直接水揚げがなくても、陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第 1 次段階の取引を行った市場。

イ 冷凍・冷蔵、水産加工場調査

陸上において主機 10 馬力（7.5 kW）以上の冷蔵・冷凍施設を有し、水産物（のり冷凍網を除く。）を凍結し、又は低温で貯蔵した事業所（冷凍・冷蔵工場）又は販売を目的として水産動植物を他から購入して加工製造を行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業所又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し加工製造を行った事業所（水産加工場）。

5 調査事項

(1) 海面漁業調査

ア 漁業経営体調査

(ア) 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況

(イ) 個人経営体の世帯の状況及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況

イ 海面漁業地域調査

(ア) 資源管理・漁場改善の取組

(イ) 会合・集会等の開催状況

(ウ) 活性化の取組

(2) 内水面漁業調査

ア 内水面漁業経営体調査

- (ア) 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況
- (イ) 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の就業状況

イ 内水面漁業地域調査

- (ア) 組合員数
- (イ) 生産条件
- (ウ) 地域の活性化のための取組

(3) 流通加工調査

ア 魚市場調査

魚市場の施設及び取扱高等

イ 冷凍・冷蔵、水産加工場

事業内容、従業者数等

6 調査期日

平成 30 年 11 月 1 日現在（流通加工調査は平成 31 年 1 月 1 日現在）で実施した。

7 調査方法

(1) 海面漁業調査漁業経営体調査

統計調査員が、調査対象に対し調査票を配布・回収する自計報告調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。

また、調査対象から面接調査（他計報告調査）の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査（他計報告調査）の方法をとった。

(2) 海面漁業調査海面漁業地域調査、内水面漁業調査内水面漁業地域調査及び流通加工調査魚市場調査

調査対象に対し調査票を郵送により配布し、郵送又はオンラインにより回収する自計報告調査の方法により行った。

(3) 内水面漁業調査内水面漁業経営体調査

統計調査員が、調査対象に対し調査票を配布・回収する自計報告調査の方法により行った。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。

また、調査対象から面接調査（他計報告調査）の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査（他計報告調査）の方法をとった。

また、特別の事情があるときは、調査対象に対し調査票を郵送により配布し、回収する自計報告調査又はオンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。

(4) 流通加工調査冷凍・冷蔵、水産加工場調査

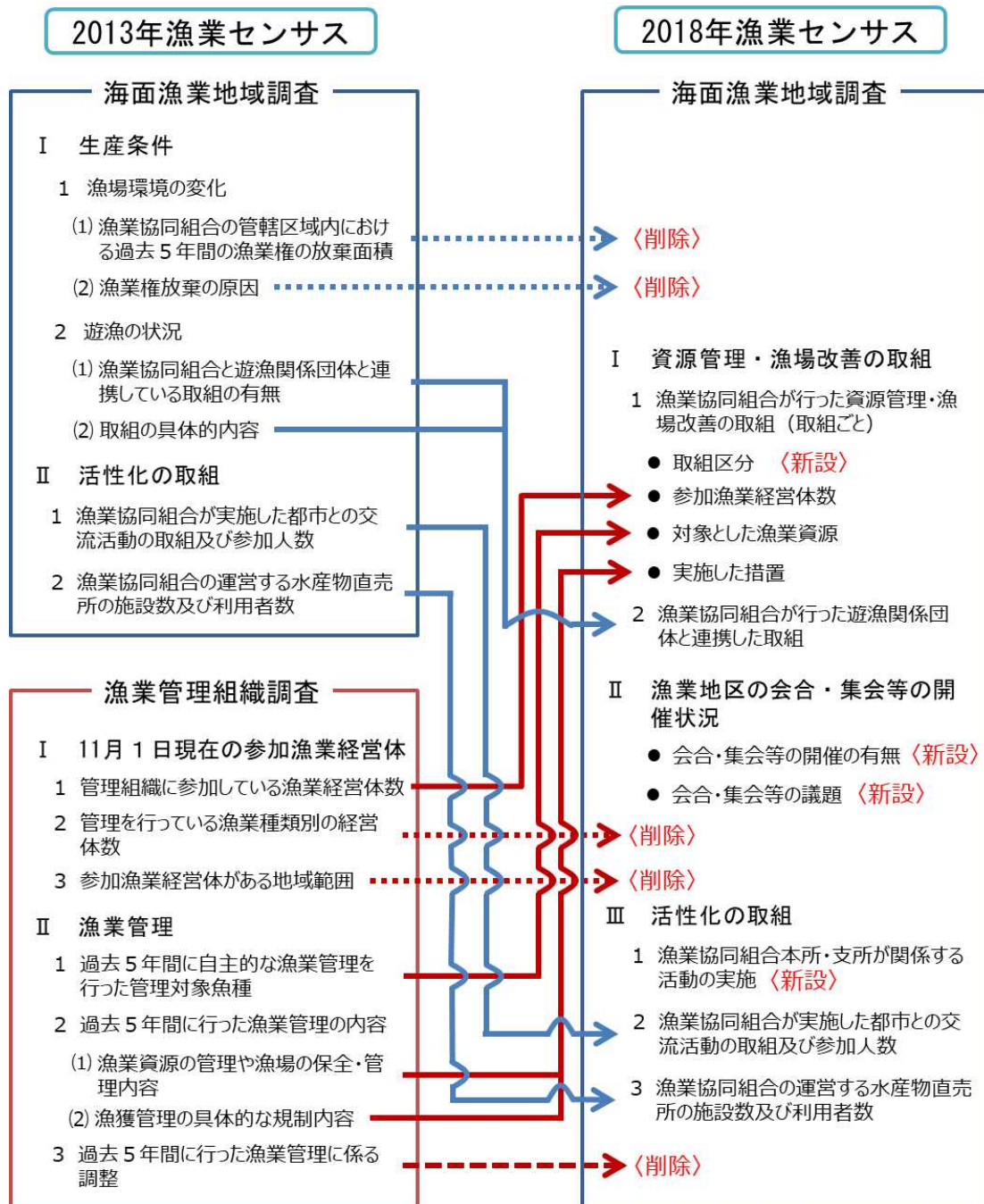
統計調査員が、調査対象に対し調査票を配布・回収する自計報告調査の方法により行った。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。

8 調査項目の見直し

(1) 海面漁業調査海面漁業地域調査

2013年漁業センサスまで行ってきた海面漁業調査漁業管理組織調査と海面漁業調査海面漁業地域調査を統合・再編し、沿海地区漁協に対し、資源管理・漁場改善の取組や地域の活性化の取組等を把握する新たな海面漁業調査海面漁業地域調査を実施した。



(2) 内水面漁業調査内水面漁業経営体調査

- ア 個人経営体において経営主以外の漁業に従事した世帯員が当該経営体の経営方針の決定に関わっているかどうかを新たに把握した。
- イ 漁獲・収獲した魚種について、水産動物類の「あみ類」を「その他の水産動物類」に含めて把握した。
- ウ 漁業経営体における漁獲物・収獲物の販売金額について、最上位階層（湖沼漁業 1,000 万円以上、養殖業 1 億円以上）に該当する場合に新たに実額を把握した。
- エ 以下の調査項目は削除した。
 - (ア) 個人経営体における兼業の状況
 - (イ) 民宿の利用者数

(3) 流通加工調査魚市場調査

- ア 水産物買受人の業者数について、業態区分別の把握に変更した。
- イ 魚市場における年間取扱金額について、年間取扱数量と同じく総数のうち数である水揚と搬入の金額を新たに把握した。

(4) 流通加工調査冷凍・冷蔵、水産加工場調査

- ア 水産加工品の生産量の品目について、68 品目から 66 品目に変更した。
- イ 水産加工場における水産加工品の販売金額について、階層選択の項目を維持するが、最上位階層（10 億円以上）に該当する場合に限り新たに実額を把握した。
- ウ 2008 年漁業センサスから休止していた水産加工場における水産加工品の出荷先の把握について、輸出を追加し把握した。
- エ 水産加工場における HACCP の導入状況についての調査項目は削除した。

9 集計方法

本調査は全数調査であることから、集計は有効回答となった調査票の単純積み上げにより行った。なお、未記入の回答必須項目がある一部の調査票のうち、

- ① 当該調査票の回答が得られた項目を基に補完することが可能な項目
- ② ①以外の項目であっても、選択式の項目であり、特定の選択肢に当てはめて補完することにより他の調査項目との不整合が生じない項目に限り、必要な補完を行った上で、有効回答となった調査票も集計対象とした。

10 用語等の解説

(1) 海面漁業地域調査

漁業地区	市区町村の区域内において、共通の漁業条件及び共同漁業権を中心とした地先漁業の利用等に係る社会経済活動の共通性に基づいて漁業が行われる地区をいう。
過去1年間	平成29年11月1日から平成30年10月31日の期間
資源管理計画	国や都道府県が、今後の資源管理のあり方の基本方針として定めた「資源管理指針」に基づき関係漁業者が魚種又は漁業種類ごとに自主的に行う資源管理措置を内容として作成する計画をいう。
漁場改善計画	持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）第4条に基づき、漁業協同組合等が持続的な養殖生産の確保を図るために作成し、都道府県知事等の認定を受けた計画をいう。
その他	資源管理計画や漁場改善計画以外で、資源管理や漁場改善を目的として、漁業協同組合（以下「漁協」という。）として自主的な取組をいう。
漁業資源の管理	
漁獲(採捕・収穫)	魚種別、漁業種類別に漁獲量を設定しているもの。養殖の場合は、養殖施設の設置数を決めているものをいう。
枠の設定	
漁業資源の増殖	漁業資源の維持・増大のために、種苗（中間育成したものを含む。）の放流等を行っているものをいう。
その他	上記以外の漁業資源の管理に係る取組をいう。
漁場の保全・管理	
漁場の保全	藻場や干潟の造成、薬品等の不使用の取組を通じ、漁業資源の生育に適する状態に保つための措置をいう。
藻場・干潟の維持管理	藻場や干潟を維持管理するために行った活動をいう。
薬品等の不使用の取組	漁網防汚剤など、使用可能な薬品のうち、環境負荷が高いなどの理由で使わないことを取り決めている等の取組をいう。なお、合成洗剤不使用の取組も含める。
漁場の造成	漁場の価値向上を図る取組をいう。
漁場利用の取決め	漁場利用に関する取決めを行ったものをいう。
その他	上記以外で漁場の保全・管理を目的に実施しているものをいう。
漁獲の管理	
法制度による規制	漁業調整規則、漁業の許可の内容及び制限又は条件、漁業権行使規則などに基づく規則をいう。
漁法（養殖方法）の規制	特定の漁法（養殖方法）の禁止を通じ、漁獲の管理を行う取組をいう。

漁船の使用規制	使用漁船の規制を通じ、漁獲の管理を行う取組をいう。
漁具の使用規制	使用する漁具の規制を通じ、漁獲の管理を行う取組をいう。
漁期の規制	漁期（休漁日や禁漁日を含む。）を決めて、漁獲の管理を行う取組をいう。
出漁日数、操業時間の規制	出漁日数や操業時間（操業開始時刻や終了時刻のみの設定を含む。）を決めて漁獲の管理を行う取組をいう。
漁獲(採捕・収獲)サイズの規制	採捕・収獲又は出荷できる魚介類の大きさ（体長、重量等）を決めて、漁獲の管理を行う取組をいう。
漁獲量（採捕量、収獲量）の規制	年間又は漁期間若しくは1日当たりの1経営体又は1漁ろう体当たり漁獲量を決めて、漁獲の管理を行う取組をいう。養殖の場合は、1経営体当たりの収獲量を定めているものをいう。
その他	上記以外で漁獲の管理を目的に実施しているものをいう。
会合・集会等の議題	
特定区画漁業権・共同漁業権の変更	特定区画漁業権（組合管理漁業権として漁業協同組合及び連合会に優先的に免許される区画漁業。「ひび建養殖業」、「藻類養殖業」、「垂下式養殖業（真珠養殖業を除く。）」、「小割式養殖業」、「第3種区画漁業たる貝類養殖業」）及び共同漁業権（共同漁業（一定の水面を共同に利用して営む漁業）を営む権利）の変更について議題とした場合をいう。
企業参入	地元地区において、企業が漁業・養殖業へ参入することについて議題とした場合をいう。
漁業権放棄	漁協が免許を受けている漁業権（定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権）の放棄（一部の区域に限る場合を含む。）について議題とした場合をいう。
漁業補償	漁業権放棄や漁業権の行使が一時的に不可能になった場合の漁業権等に対する補償（対価補償）について議題とした場合をいう。
地元地区の共用財産・共有施設の管理	地元地区の漁業者が共有している、漁港施設及び漁場の施設の管理について議題とした場合をいう。
自然環境の保全	藻場や干潟をはじめとする、地元地区の自然環境の保全について議題とした場合をいう。
地元地区の行事（祭り・イベント等）	地元地区において行われる祭り（漁協祭、水産祭、おさかな祭等）やイベント（消費者への直売会、地びき網体験、海開き等）の開催について議題とした場合をいう。
その他	上記以外について議題とした場合をいう。
漁業協同組合が関係する活動	
新規漁業就業者・後継者を確保する取組	漁協が主体となり、新たな漁業就業者や後継者を確保する取組を行っている場合をいう。
ゴミ（海岸・海上・海底）の清掃活動	海岸清掃（漂着したゴミだけではなく、観光客等が放置したゴミを回収するものも含む。）の活動や、漁業の操業中に漁網に混入したゴミや定置網に引っかかったゴミ等の回収・処分を漁協単位で組織的に実施する等の取組をいう。

6次産業化への取組	農林漁業者等による自ら生産した農林水産物の加工、消費者への直接販売、漁家民宿・漁家レストランでの提供等の取組をいう。
ブルーツーリズムの取組	漁協が主体となり、ブルーツーリズム（漁村地域における自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動）に取り組み、都市住民等を受け入れている場合をいう。 なお、余暇活動の受け入れを目的とした取組であれば、滞在期間は問わない。
水産に関する伝統的な祭り・文化・芸能の保存	古くから伝わる海や漁業にまつわる祭（水神祭、海神祭等）、文化（食文化、古来からの漁法等）、芸能（豊漁の神楽舞等）の保存活動をいう。 なお、概ね戦前から伝承されているものを対象とするが、戦後のものであっても、特に保存活動を行っている場合は対象に含む。
その他の各種イベントの開催	上記以外で、活性化を目的とする各種イベントの開催をいう。
漁業体験	地びき網、定置網、底びき網等の漁業を実際に体験できる活動をいう。
魚食普及活動	水産物の消費拡大（栄養特性や健康食品としてのPRを含む。）と漁業への理解を深めてもらうことを目的として、魚の調理法の講習や料理実習、地域行事での魚料理出展やパネル展示等のイベントの実施、健康食品としてのPR等の活動をいう。
水産物直売所	食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく魚介類販売業の許可を得て、生鮮魚介類、水産加工品等を定期的に消費者と直接対面で販売するための施設（冷蔵設備を有し、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、木造等十分な耐久性を有する構造であって、給水、汚物処理設備等を有する施設）を有し、その販売活動に専従の常時従業者を使用している事業所をいう。

(2) 内水面漁業経営体調査

内水面漁業	内水面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海は除く。以下同じ。）において営む漁業のことをいう。
過去1年間	平成29年11月1日から平成30年10月31日の期間
内水面漁業経営体	共同漁業権の在する天然の湖沼その他の湖沼（以下「湖沼」という。）における水産動植物の採捕の事業、又は内水面における養殖の事業を、過去1年間に、利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として営んだ世帯又は事業所のことをいう。 なお、内水面における養殖とは、内水面において計画的かつ継続的に給餌又は施肥を行い、養殖用又は放流用の種苗若しくは成魚を養成することをいう。
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	個人で漁業を営んだものをいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいう。
会社	会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に基づき設立された株式会社、合

漁業協同組合	名会社、合資会社及び合同会社をいう。なお、特例有限会社は株式会社に含む。 水協法に基づき設立された漁協及び漁業協同組合連合会(以下「漁連」という。)をいう。
漁業生産組合 共同経営	水協法第2条に規定する漁業生産組合をいう。 二つ以上の漁業経営体(個人又は法人)が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。
その他	都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。
漁業種類	湖沼漁業経営体が行った以下の漁業種類(11種類)をいう。 ①網漁業(5種類)：底びき網・船びき網、刺網、定置網、投網、 その他の網漁業 ②その他の漁業(4種類)：釣・はえ縄、採貝・採藻、籠類、その他の漁業 ③養殖業(2種類)：魚類養殖、その他の養殖
主とする漁業種類	過去1年間に行った全ての漁業種類のうち、販売金額が最も多かったものをいう。
営んだ漁業種類	過去1年間に行った全ての漁業種類をいう。
養殖種類	内水面養殖業経営体が行った以下の養殖種類(16種類)をいう。 ①食用(9種類)：にじます、その他ます類、あゆ、こい、ふな、うなぎ、 すっぽん、海水魚種(ひらめ等)、その他 ②種苗用(4種類)：ます類、あゆ、こい、その他 ③観賞用(2種類)：錦ごい、その他 ④真珠(1種類)：真珠
主とする養殖種類	過去1年間に行った全ての養殖種類のうち、販売金額が最も多かったものをいう。
営んだ養殖種類	過去1年間に行った全ての養殖種類をいう。
湖沼漁業の湖上作業	湖沼漁業において湖上等で行う以下の作業をいう。 ①船漁業では、漁船の航行、漁労等の作業。 ②定置網漁業では、網の張り立て、取り替え、漁船の航行、漁労、その他湖上における全ての作業及び岡見(定置網に魚が入るのを見張る作業)。 ③地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、その他湖上における全ての漁労作業及び陸上の引き子の作業。 ④船を使用しない採貝・採藻、潜水して貝等を採る作業。 ⑤養殖業では、養殖場への往復、いかだやいけす等の養殖施設の張り立て及び取り外し、採苗、養殖場の見回り、収獲物の採取等湖上における全ての作業(真珠養殖の施術作業、貝掃除作業、貝のむき身作業のみに従事する場合を除く。)
湖沼漁業の湖上作業 従事者	満15歳以上で、日数にかかわらず過去1年間に湖沼漁業の湖上作業に従事した者をいい、特定の作業を行うために臨時的に従事した者も含む。

養殖作業	養殖業における、給餌（調餌を含む。）、選別、取揚げ、養殖池の管理、養殖施設の設置作業、その他の養殖経営に必要な作業（湖沼漁業における養殖業の作業も含む。）。
養殖業従事者	満15歳以上で、日数にかかわらず過去1年間に養殖作業に従事した者をいい、特定の作業を行うために臨時的に従事した者も含む。
新規就業者	個人経営体のうち、過去1年間に漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、①新たに漁業を始めた者、②他の仕事の主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいう。
保有漁船	過去1年間に使用した漁船のうち、平成30年11月1日時点で漁業経営体が管理運営している漁船をいう（他から借りている漁船は含め、他に貸している漁船は含まない。）。
無動力漁船	推進機関を付けない漁船をいう。
船外機付漁船	無動力漁船に船外機（取り外しができる推進機関）を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船、ほかは無動力漁船とした。
動力漁船	推進機関を船体に固定した漁船をいう。なお、船内外機船（船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置した漁船）については動力漁船とした。
個人経営体の専兼業分類	
専業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業からのみの場合をいう。
第1種兼業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。
第2種兼業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。
兼業の種類	
水産物の加工	水産物を主たる原料とする加工製造業をいい、自家生産物以外の水産物を購入して加工製造するもの及び原料が自家生産物の場合でも、同一構内（屋敷内）に工場、作業場と認められるものがあり、その製造活動に専従の常時従業者（家族も含む。）を使用し、加工製造するものをいう。なお、藻類の素干し品のみを製造する場合は、水産加工業に含めない。
漁家民宿	旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく旅館業の許可を得て、観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した水産動植物や地域の食材をその使用割合の多寡に

漁家レストラン	<p>かかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいう。</p> <p>食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を得て、不特定の者に自ら生産した水産動植物を、その使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業をいう。</p>
遊漁船業	<p>遊漁者から料金を徴収して、漁船、遊漁船等を使用して、遊漁者を漁場に案内し、釣りなどの方法により魚類その他の水産動植物を採捕させること（船釣り、瀬渡し等）をいう。なお、遊漁者を他の業者に斡旋する業務は遊漁船業に含めない。</p>
農業 小売業	<p>販売することを目的に農業を行っている場合をいう。</p> <p>自ら生産した水産動植物又はそれを使用した加工品を小売りする事業をいう。なお、インターネットや行商など店舗を持たない場合も含める。</p>
その他	<p>上記以外のものをいう。</p>
自家漁業の後継者	<p>満15歳以上で過去1年間に漁業に従事した者のうち、将来、自家漁業の経営主になる予定の者をいう。</p>
養殖池数	<p>養殖業に使用した養殖池（養成池、稚魚池、収穫時の補助池等であり、水質浄化用の沈殿池やろ過池等は含まない。）の数をいう。</p> <p>なお、コンクリート等の固定物で仕切られた区画については、それぞれを池数として数える（漁網等の取り外しが可能な仕切りは含めない。）。</p> <p>また、網いけす養殖の場合はいけすの数、真珠養殖の場合は区画漁業権の数を養殖池数とする。</p>
養殖面積	<p>養殖池の面積をいう。</p> <p>なお、網いけす養殖の場合はいけすで囲った水面の面積、真珠養殖の場合は養殖施設の設置された区画の面積をいう。</p>
漁獲物の販売金額	<p>過去1年間に湖沼漁業の漁獲物を販売した金額（消費税を含む。）をいう。なお、湖沼における養殖の収穫物を含む。</p>
収穫物の販売金額	<p>過去1年間に内水面養殖業の収穫物を販売した合計金額（消費税を含む。）をいう。</p>

(3) 内水面漁業地域調査

過去1年間	<p>平成29年11月1日から平成30年10月31日の期間</p>
遊漁承認証	<p>内水面における漁業権の公共的な性格から、共同漁業権の権利者たる組合が、遊漁規則を定め、遊漁者に対し発行する承認証をいう。</p>
都市との交流活動の 取組 漁業体験	<p>過去1年間に内水面組合が実施した、漁村地域以外から訪れる人へ漁業や水産物への理解を深めてもらうための体験活動などの取組。</p> <p>海面漁業地域調査の「漁業体験」（37ページ）に同じ。</p>

魚食普及活動

海面漁業地域調査の「魚食普及活動」(37ページ)に同じ。

(4) 魚市場調査

過去1年間

平成30年1月1日から平成30年12月31日の期間

魚市場

過去1年間に漁船による水産物の直接水揚げがあった市場及び漁船による直接水揚げがなくても、陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第1次段階の取引を行った市場をいう。

水産物の品質・衛生
管理機器

海水殺菌装置

海水の殺菌・滅菌を目的とした装置。

砕氷・製氷機

魚市場内で使用する氷がけ等の氷を製造するための装置。

なお、出荷用保冷車や漁船の船艙に積むための氷のみを製造する目的の装置は含まない。

脱臭装置、排ガス
処理装置

建物内の空気の清浄を目的とした装置。

水産加工機器

フィレマシーン、包装機などの水産物の一次加工、パック作業等を自動で行うための装置。

その他

機器類を衛生的に洗浄するためのオゾン水製造器など上記以外で、水産物の品質・衛生等の管理を目的として設置されている機器。

水産物卸売業者

水産物を出荷者から販売委託又は買い受けて卸売りする業務を行った業者をいう。

水産物買受人

水産物卸売業者から買い受ける仲卸業者及び売買参加者をいう。

産地出荷業者

水産物卸売業者から水産物を買って、他の卸売市場へ出荷する業者をいう。

加工業者

水産物卸売業者から買い受けた水産物を原料として、加工品を生産する業者をいう。

その他

上記以外の水産物買受人をいう。

(5) 冷凍・冷蔵、水産加工場調査

過去1年間

平成30年1月1日から平成30年12月31日の期間

冷凍・冷蔵工場

陸上において主機10馬力(7.5kW)以上の冷蔵・冷凍施設を有し、過去1年間に水産物を凍結し、又は低温で貯蔵した事業所をいう。

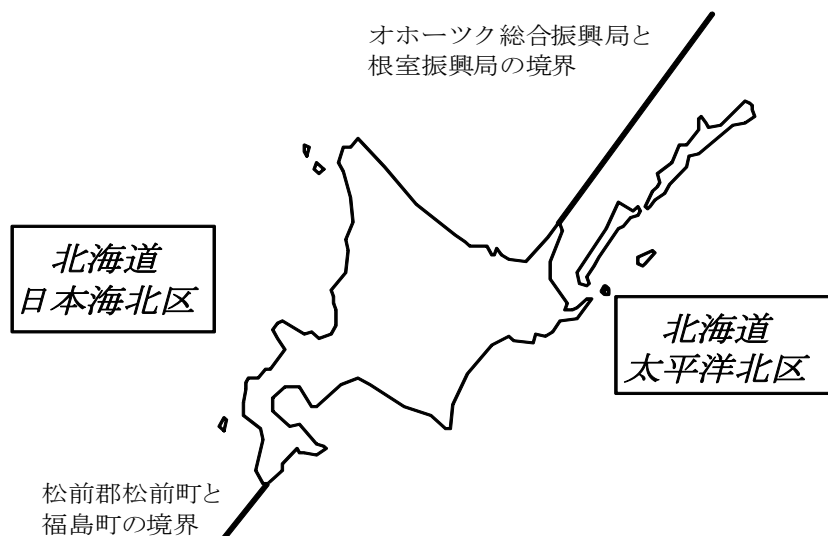
なお、水産物を取り扱わない事業所、「のり」の冷凍網のみを保蔵する事業所及び水産物を短期間保蔵することを目的とした魚小売店の冷蔵庫等は含まない。

水産加工場

販売を目的として過去1年間に水産動植物を他から購入して加工製造を行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業場又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し、加工製造を行った

	事業所をいう。
事業所の形態	
個人	個人が事業所を営んでいる場合をいう。
会社	内水面漁業経営体調査の経営組織「会社」に同じ。
漁協、漁連、生産組合	水協法第2条に規定する漁協、漁連及び漁業生産組合をいう。
水産加工組合、加工連	水協法第2条に規定する水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会をいう。
その他の組合	名称中に「組合」または「組合連合会」の文字を用いているもので、上記『漁協、漁連、生産組合』及び『水産加工組合、加工連』以外のものをいう。
その他	上記のいずれにも該当しないものをいう。
常時従業者	以下の①～④のいずれかに該当する者をいう。 ①個人事業主及び無給の家族従業者 ②有給の役員（役員報酬の賃金・給与体系の者） ③雇用者（賃金・給与（現物支給を含む）を支給されている者） ④出向・派遣受入者 なお、実務にたずさわらない事業主、他の会社等へ出向・派遣している者及び研修生は含めない。
うち、雇用者	常時従業者のうち雇用者（賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されている者）に該当する者をいう。
その他	常時従業者以外の従業者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている者、日々雇用されている者等をいう。

11 大海区区分図



12 その他

この資料の数値は概数値であり、確定値は追って公表する。

【ホームページ掲載案内】

- この統計調査結果は、北海道農政事務所ホームページ中の「統計情報」で御覧いただけます。
【<http://www.maff.go.jp/hokkaido/toukei/kikaku/sokuho/index.html>】
- 全国の農林水産統計調査結果は、農林水産省ホームページ中の「統計情報」で御覧いただけます。
【<http://www.maff.go.jp/j/tokei/>】
この結果は分野別分類「水産業」の「漁業センサス」で御覧いただけます。
【<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyocen>】

お問合せ先

◎本統計調査結果について

農林水産省 北海道農政事務所 統計部
経営・構造統計課
電 話：（直通）011-330-8819

◎農林水産統計全般について

農林水産省 北海道農政事務所 統計部
統計企画課
電 話：（直通）011-330-8818
F A X：（共通）011-520-3054



政府統計

政府統計の総合窓口
(e-Stat)
<http://www.e-stat.go.jp/>



令和2年2月1日現在で、2020年農林業センサスを実施します。

○農林業経営体調査（令和元年12月中旬～令和2年2月末）

○農山村地域調査（令和元年12月上旬～令和2年2月末）

円滑な調査の実施に向けて、ご協力をお願いします。

また、調査票はオンラインによる回答も可能です。

農林業センサスホームページURL：<http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc>